



第67期 定時株主総会招集ご通知

開催情報

日 時 2019年6月26日（水曜日）
午前10時00分
（受付開始 午前9時00分）

場 所 東京都新宿区新宿一丁目1番13号
当社8階講堂

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

株主の皆様へ



代表取締役社長
杉本 龍三郎

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ここに、第67期定時株主総会の開催をご案内申し上げますとともに、2018年度の事業の概況をご報告させていただきます。

伯東グループは、2016年度期初に5か年の中期経営計画『E&C+2020』を策定し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、収益基盤の強化や新市場・新規事業への積極的挑戦などの経営課題に取り組み、一定の成果をあげることができました。

最終年度である2020年度に向けて、引き続きこの路線を継続して後記の諸課題に取り組み、事業拡大と安定的な収益確保の両立を実現すべく尽力してまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2019年6月

目 次

招集ご通知

第67期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使のご案内	3

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件	5
第2号議案 監査役1名選任の件	11

招集通知提供書面

事業報告	13
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告	39

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、次頁に記載の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（5頁から12頁）をご検討くださいますと、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記	
1 日 時	2019年6月26日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区新宿一丁目1番13号 当社8階講堂 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第67期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第67期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件
4 議決権行使のご案内	3頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.hakuto.co.jp ）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

当社ウェブサイト（<http://www.hakuto.co.jp>）



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

**2019年6月26日（水曜日）
午前10時**



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2019年6月25日（火曜日）
午後5時30分到着分まで**



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2019年6月25日（火曜日）
午後5時30分行使完了分まで**

インターネットによる議決権行使について

- ① 書面（郵送）とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ② 株主様のインターネットの利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。
- ③ 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。
- ④ パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料金等は、株主様のご負担となります。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

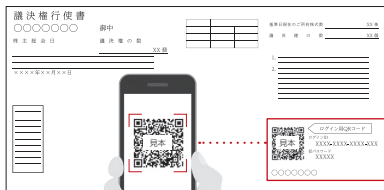
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォン等により、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力ください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードをご入力ください。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	すぎもと 杉本 龍三郎	代表取締役社長	再任
2	たかだ 高田 吉苗	取締役専務執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌 兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当	再任
3	あべ 阿部 良二	取締役常務執行役員デバイス・電子部品事業担当デバイス事業統括部長兼海外事業統括部長兼韓国支店長	再任
4	しんとく 新徳 布仁	取締役執行役員管理統括部長兼人事部長兼総務部長 兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当	再任
5	とうご 藤後 章	取締役執行役員ケミカルソリューションカンパニー カンパニープレジデント	再任
6	みやした 宮下 環	執行役員システムプロダクツカンパニー カンパニー プレジデント兼中華圏機器ビジネス推進担当	新任
7	たかやま 高山 一郎	取締役	再任
8	こんどう 近藤 恵嗣	取締役	再任 社外 独立
9	かみじょう 上條 正仁	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	すぎもと りゅうさぶろう 杉本 龍三郎 （1954年6月3日） 再任	1978年 4 月 当社入社 2004年 6 月 同取締役電子デバイス事業部長 2006年 8 月 同常務取締役電子デバイス第一事業部長兼電子デバイス第二事業部担当 2007年 6 月 同専務取締役エレクトロニクス営業総括兼電子デバイス事業担当 2008年 4 月 同代表取締役社長 （現在に至る）	52,440株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 杉本龍三郎氏は、電子デバイス事業の責任者及びエレクトロニクス事業全体の営業総括を経た後、2008年から代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。同氏は、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、強いリーダーシップを発揮し当社経営を担っていくうえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 杉本龍三郎氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって15年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	たかだ よしなえ 高田 吉苗 （1957年5月27日） 再任	1983年 4 月 当社入社 2004年 6 月 同取締役総合企画部長兼経部長兼情報システム部担当 2008年 4 月 同取締役経営企画統括部長 2008年 6 月 同常務取締役経営企画統括部長 2011年 6 月 同専務取締役管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当 2015年 6 月 同取締役専務執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌、経営企画統括部長兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当 2019年 4 月 同取締役専務執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当 （現在に至る）	11,500株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 高田吉苗氏は、経営企画・経理部門の責任者及びIT部門担当を経て、現在はCFOとして伯東グループ全体の経理・財務戦略を統括するほか、IR戦略・IT戦略を管掌するなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、経営管理全般において事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現を図るうえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 高田吉苗氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって15年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	あべ りょうじ 阿部 良二 (1957年11月9日) 再 任	1983年 3 月 当社入社 2008年 6 月 同取締役電子デバイス第二事業部長兼電子コンポーネント事業部長 2015年 6 月 同取締役常務執行役員電子デバイス第二事業部長兼電子コンポーネント事業部長兼海外事業統括部担当 2016年10月 同取締役常務執行役員デバイスソリューションカンパニー カンパニープレジデント兼電子コンポーネント事業部長兼海外事業統括部担当 2018年 4 月 同取締役常務執行役員デバイス事業統括部長兼エレクトロニックコンポーネントカンパニー カンパニープレジデント兼海外事業統括部担当 2018年11月 同取締役常務執行役員デバイス事業統括部長兼エレクトロニックコンポーネントカンパニー カンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長 2019年 4 月 同取締役常務執行役員デバイス・電子部品事業担当デバイス事業統括部長兼海外事業統括部長兼韓国支店長（現在に至る）	8,100株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 阿部良二氏は、電子部品事業の経営責任者を務め、また伯東グループの海外事業を統括するなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、電子部品事業の収益性向上と海外事業の拡充に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 阿部良二氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	しんとく のぶと 新徳 布仁 (1960年12月6日) 再 任	1985年 4 月 当社入社 2010年 4 月 同管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長 2011年 6 月 同取締役管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 2011年 6 月 伯東A&L株式会社代表取締役社長（現在に至る） 2013年 4 月 当社取締役管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼関西支店長兼支店（管理関係）担当 2015年 6 月 同取締役執行役員管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼関西支店長兼支店（管理関係）担当 2017年 4 月 同取締役執行役員管理統括部長兼人事部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当（現在に至る）	9,800株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 新徳布仁氏は、人事・総務・業務・CSRなど管理関係部門を統括しているほか、伯東A&L株式会社の代表取締役社長を務めるなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、主管部門において事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 新徳布仁氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	とうご 藤後 あきら 章 (1958年4月21日) 再任	1982年10月 当社入社 2003年12月 同化学事業部営業統括部部长（水処理担当） 2008年 4 月 同化学事業部事業部部长代理 2010年 4 月 同化学事業部副事業部部长 2015年 4 月 同化学事業部部长 2015年 6 月 同執行役員化学事業部部长 2016年 6 月 同取締役執行役員化学事業部部长 2018年 3 月 伯東ライフサイエンス株式会社代表取締役会長 （現在に至る） 2018年 4 月 当社取締役執行役員ケミカルソリューションカンパニーカンパニープレジデント （現在に至る）	5,300株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 藤後章氏は、メーカー部門であるケミカル事業の経営責任者を務め、石油・石油化学、紙・パルプ、自動車向けの工業薬品関連において豊富な経験と実績を有しております。同氏は、同事業の収益性向上と新市場の開拓に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 藤後章氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	みやした 宮下 たまき 環 (1971年1月21日) 新任	2000年 4 月 当社入社 2010年 1 月 同電子デバイス第一事業部営業三部長 2014年 4 月 Hakuto Enterprises Ltd. Deputy Managing Director 2015年10月 Hakuto Enterprises Ltd. Managing Director 2017年 9 月 当社電子機器事業部副事業部部长 2018年 4 月 同執行役員システムプロダクツカンパニーカンパニープレジデント兼営業三部長 2019年 4 月 同執行役員システムプロダクツカンパニーカンパニープレジデント兼中華圏機器ビジネス推進担当 （現在に至る）	1,000株

取締役候補者の選任理由

宮下環氏は、電子・電気機器事業の経営責任者を務め、半導体製造装置、真空・分析機器関連において豊富な経験と実績を有するほか、海外現地法人の事業責任者を務めた経験からグローバルな事業経営における幅広い知見を有しております。同氏は、同事業の収益性向上と事業領域の拡大に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	たかやま いちろう 高山 一郎 (1958年1月3日) 再任	1986年 6 月 アメリカ合衆国医師国家試験に合格 1990年 5 月 日本国医師国家試験に合格 1990年 6 月 当社取締役 1996年 6 月 同取締役退任 2000年 6 月 当社取締役 (現在に至る)	1,058,923株

取締役候補者の選任理由等

選任理由 高山一郎氏は、米国籍を有する医師として米国に居住し、当社の仕入先とする米国企業の属する社会や文化、慣習について豊富な知識を有していることから、当社が米国をはじめとした海外企業と取引をするうえで有益な助言をいただき、また、一般株主の目線で客観的かつ公正な立場から経営を監督していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 高山一郎氏の取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって19年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	こんどう けいじ 近藤 恵嗣 (1951年12月26日) 再任 社外 独立	1979年10月 司法試験合格 1984年 4 月 司法修習終了 1984年 4 月 弁護士登録 (現在に至る) 1984年 4 月 湯浅・原法律特許事務所入所 1996年12月 湯浅（旧湯浅・原）法律特許事務所退所 1997年 3 月 福田・近藤法律事務所開設 (現在に至る) 2014年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る) <他の法人等の代表状況> 福田・近藤法律事務所共同代表	—

社外取締役候補者の選任理由等

選任理由 近藤恵嗣氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 近藤恵嗣氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	かみじょう まさひと 上條 正仁 (1954年7月12日) 再任 社外 独立	2006年 6 月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役兼常務執行役員 2008年 6 月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員 2009年 6 月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長 2014年 4 月 株式会社埼玉りそな銀行取締役会長 2015年 4 月 りそな総合研究所株式会社理事長 2015年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る) 2016年 6 月 クラリオン株式会社社外取締役 2018年 6 月 全国保証株式会社社外取締役 (現在に至る)	—

社外取締役候補者の選任理由等

選任理由 上條正仁氏は、株式会社埼玉りそな銀行の代表取締役社長を務められるなど、会社経営に関して豊富な経験を有しており、重要な経営判断に際しては意見表明、助言等を求め、適正な意思決定の確保に資すると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

在任期間 上條正仁氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

- (注) 1. 宮下環氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者近藤恵嗣及び上條正仁の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者近藤恵嗣及び上條正仁の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり再任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- 取締役候補者近藤恵嗣及び上條正仁の両氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」（12頁参照。）における独立性の要件を充足しております。
- (2) 責任限定契約について
- 当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、取締役候補者高山一郎氏、近藤恵嗣氏及び上條正仁氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第2号議案

監査役 1 名選任の件

監査役余田幹男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おかなん けいじ 岡南 啓司 (1957年1月13日) 新任 社外 独立	1979年 4 月 国税庁入庁 1999年 7 月 札幌国税局調査査察部長 2006年 7 月 国税庁審理室長 2008年 7 月 大阪国税局総務部長 2011年 7 月 福岡国税局長 2012年 6 月 国税庁徴収部長 2013年 9 月 日本蒸留酒造組合専務理事 (現在に至る)	—

社外監査役候補者の選任理由

岡南啓司氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり国税庁・国税局において要職を歴任し、税務はもとより財務及び会計に精通し、経営全般を監督する十分な見識を有していることから、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上記候補者は、新任の監査役候補者であります。
2. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、新任の監査役候補者岡南啓司氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
5. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の独立性について
監査役候補者岡南啓司氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」（次頁参照。）における独立性の要件を充足しております。
- (2) 責任限定契約について
当社は、各監査役との間で、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円又は同法第425条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、新任の監査役候補者岡南啓司氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する判断基準

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）のうち、以下のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを当社から受けている者）又はその業務執行者
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを行っている者）又はその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
4. 当社又は連結子会社の会計監査人である監査法人に所属し、当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
5. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者
6. 当社の主要株主又はその業務執行者
7. 当社が主要株主である会社の業務執行者
8. 社外役員の相互就任関係にある先の業務執行者
9. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている寄附が年間収入の2%を超える団体の業務執行者）
10. 最近3年間に於いて、上記1から9までのいずれかに該当していた者
11. 上記1から10までのいずれかに掲げる者（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
12. 当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
13. 最近3年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）に該当していた者の配偶者又は二親等以内の親族
14. 上記1から13のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
15. 当社の社外役員として通算の在任期間が8年を超えている者

(注) 1. 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

2. 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう。

3. 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の職位にある使用人をいう。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国景気は財政政策等により底堅く推移しましたが、中国では景気減速に対して金融緩和、減税措置などの財政施策が講じられたほか、欧州では英国のEU離脱問題など政治的な混迷が経済にも影響を及ぼし、景気減速が強まる状況となりました。

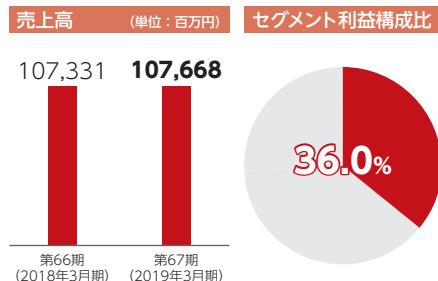
一方、わが国においては、現状、景気は底堅さを維持しているものの、米中貿易摩擦の影響や、世界経済の成長の鈍化などにより、下期にかけ景況感はやや明るさを欠くものとなりました。

このような状況のもと、当社グループが主力事業を展開するエレクトロニクス事業においては、EV化の普及推進をはじめとして、自動運転技術、安全性向上装備の充実など、カーエレクトロニクス分野は引き続き安定的に推移しましたが、スマートフォンの需要低迷、中国製造業における設備投資意欲の減退など低調な分野も見られました。一方、ケミカル事業においては、石油・石油化学産業向け重合禁止剤及び触媒の需要は堅調に推移し、また、化粧品基材の需要増により、総じて好調を維持しました。

このような環境下において、当連結会計年度の売上高は1,401億23百万円(前期比1.0%増)となりました。損益面につきましては、売上総利益は186億67百万円(同2.0%増)、販売費及び一般管理費は150億24百万円(同3.2%増)、営業利益は36億42百万円(同2.6%減)、経常利益は35億80百万円(同5.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は24億73百万円(同24.8%減)となりました。

事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

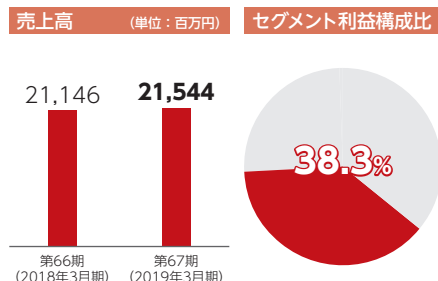
電子部品事業



電子部品分野では、半導体デバイスにおいて車載用途製品の需要が伸長しましたが、下期以降中国市場の産業機器向け製品を中心に売上が減速したほか、中国の民生・産業機器向けコネクタについても軟調となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,076億68百万円(前期比0.3%増)、セグメント利益は13億31百万円(同6.6%減)となりました。

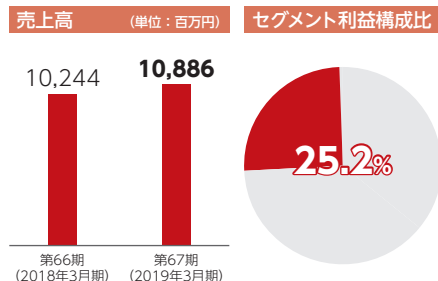
電子・電気機器事業



電子・電気機器分野では、年間を通し真空機器の需要が堅調に推移したほか、上期においてスマートフォン向けプリント基板露光装置の需要が拡大しましたが、中国地域におけるスマートフォン用レンズ製造向け蒸着装置の販売は低迷しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は215億44百万円(前期比1.9%増)、セグメント利益は14億18百万円(同13.0%増)となりました。

工業薬品事業

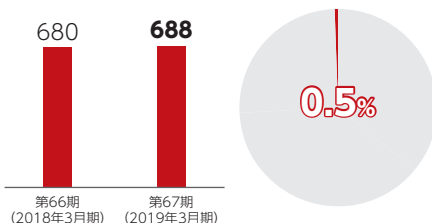


工業薬品分野では、紙・パルプ分野ではデジタル媒体の普及による世界的な紙需要の減少傾向を受け、製紙用薬品の販売が伸び悩みましたが、石油化学分野では消費堅調を反映し、重合禁止剤、触媒の販売が堅調に推移しました。また、化粧品分野においても子会社の販売する化粧品基材が好調を維持しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は108億86百万円(前期比6.3%増)、セグメント利益は9億32百万円(同3.0%増)となりました。

その他の事業

売上高 (単位：百万円) セグメント利益構成比



その他の事業としては、当社の業務・物流管理全般の受託と保険会社の代理店を主たる業務としております。当連結会計年度の売上高は6億88百万円(前期比1.1%増)、セグメント利益は16百万円(同38.5%減)となりました。

事業別売上高

事業別	第66期 (2018年3月期)		第67期 (2019年3月期)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
電子部品事業	107,331	77.0	107,668	76.5
電子・電気機器事業	21,146	15.2	21,544	15.3
工業薬品事業	10,244	7.4	10,886	7.7
その他の事業	680	0.4	688	0.5
小計	139,402	100.0	140,787	100
内部取引高	△657	—	△663	—
合計	138,744	100.0	140,123	100

- (注) 1. 当連結会計年度より、在外子会社の収益及び費用の換算方法を、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。当該会計方針の変更は、第66期より遡及して適用しております。
2. 記載金額には、消費税等を含んでおりません。

〈次期の見通し〉

次期の見通しにつきましては、世界的に経済成長の鈍化が懸念されておりますが、主要国間において諸問題の打開に向けた調整が行われていることから、経済環境は不透明感が強いながらも、2019年後半以降には企業の設備投資の復調も期待されております。

当社グループは、電子部品事業においてはADAS（先進運転支援システム）の開発をはじめとした車載分野やIoT、5G通信関連など技術革新の拡大が期待される分野の製品の拡販に注力いたします。電子・電気機器事業においては微細化が進む半導体製造関連分野や、中華圏を中心としたアジア市場でプリント基板製造装置の受注獲得に尽力してまいります。また、工業薬品事業においてはアジア市場でのモノマー向け重合禁止剤の販売強化の取組みを継続するとともに、新規分野を含めた環境配慮型製品の販売に注力してまいります。

以上の状況を踏まえて、2020年3月期の通期連結業績は、売上高1,600億円（前期比14.2%増）、営業利益40億円（同9.8%増）、経常利益40億円（同11.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益28億円（同13.2%増）を見込んでおります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、4億5百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

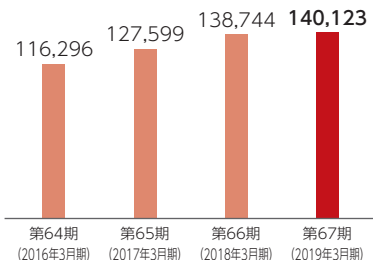
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

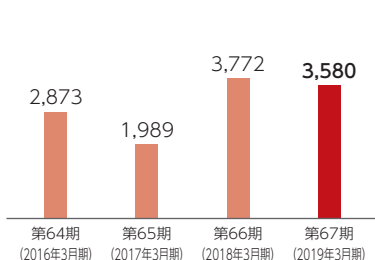
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

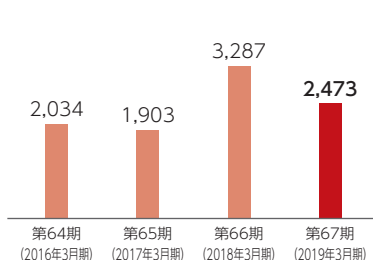
売上高 (単位：百万円)



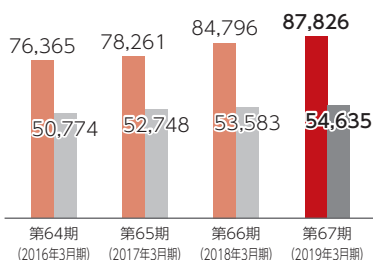
経常利益 (単位：百万円)



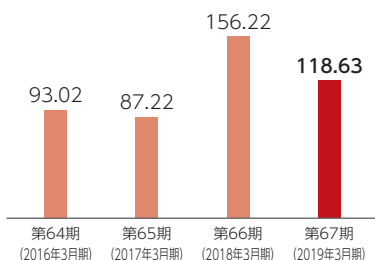
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



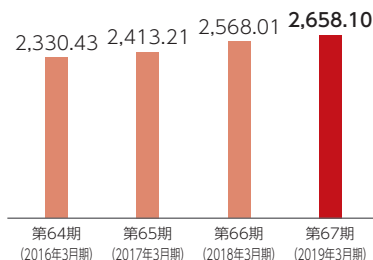
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分	期 別	第64期 (2016年3月期)	第65期 (2017年3月期)	第66期 (2018年3月期)	第67期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高	(百万円)	116,296	127,599	138,744	140,123
経常利益	(百万円)	2,873	1,989	3,772	3,580
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,034	1,903	3,287	2,473
1株当たり当期純利益	(円・銭)	93.02	87.22	156.22	118.63
総資産	(百万円)	76,365	78,261	84,796	87,826
純資産	(百万円)	50,774	52,748	53,583	54,635
1株当たり純資産額	(円・銭)	2,330.43	2,413.21	2,568.01	2,658.10

- (注) 1. 当連結会計年度より、在外子会社の収益及び費用の換算方法を、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。また「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を適用しております。これらの会計方針の変更は、第66期より遡及して適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算出において控除する自己株式には、従業員持株ESOP信託口が所有していた当社株式を含めております。なお、当該従業員持株ESOP信託は、2018年7月26日をもって終了しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
Hakuto Enterprises Ltd.	22,025千香港ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Singapore Pte. Ltd.	5,000千シンガポールドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Taiwan Ltd.	70,000千台湾ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	56,364千人民元	100	電子機器・部品の輸出入

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2016年度期初に5か年の中期経営計画『E&C+2020』を策定し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、収益基盤の強化や新市場・新規事業への積極的挑戦などの経営課題に取り組んでまいりました。最終年度である2020年度に向けて、引き続き、事業拡大と安定的な収益確保の両立を実現すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

① 事業別販売戦略の強化

当社グループの特長である各事業のバランスが取れた成長を促進し、活性市場において機動的に高付加価値商品の販売を拡大する戦略において、組織構造の改革や、収益性・将来成長性を見込む分野へ経営リソースを集中するなどの施策を展開してまいります。

具体的には、電子部品事業において、中部圏の自動車関連企業への半導体デバイス拡販強化を目的として中部オートモーティブ事業部を新設するなど、車載関連分野に一層注力するとともに、電子・電気機器事業においては、プリント基板製造関連・レーザ加工関連の自社ブランド製品、及び半導体製造関連装置に注力してまいります。また、工業薬品分野では、環境配慮型製品や臭気等環境対策製品の拡販を図ってまいります。

② 新規事業開発の加速化

高い技術力を有する専門商社として、より高付加価値の新事業展開、新商材開発に注力してまいります。

エレクトロニクス事業においては、モジュールビジネス等のEMS事業、アパレル・流通等の多様な業種をターゲットとした業務管理ソリューション事業、乳がん用画像診断装置などの医療関連機器事業などを推進してまいります。工業薬品事業においては、研究技術を応用した建築資材向け製品や化粧品関連の自社製品の開発など、新たな分野への積極的な挑戦を継続してまいります。

また、M&A、事業譲受などの手段を活用し、効率的な事業拡大と収益向上を目指してまいります。

③ 海外事業の強化

相対的に高い経済成長を持続する中華圏及び東南アジアの消費需要、設備投資需要に対して、海外拠点のネットワーク連携強化により、商機を着実に取り込んでまいります。特に市場規模及び成長期待が大きい中華圏のローカルビジネスについては、デバイス事業、部品事業、機器事業のそれぞれに中華圏ビジネス推進担当を新設いたしました。

また、自動車関連産業などの全世界的なサプライチェーンに対しては欧米拠点の機能を十分に活用し、機動的なグローバルサポート体制による顧客並びにサプライヤーの信頼向上と取引拡大に努めてまいります。

④ 成長に資する経営管理の推進

経営管理面につきましては、当社及び海外主要拠点に配備された基幹システムデータベースを、より戦略的なビジネスデータとして活用するサブシステムの導入や、在庫管理、営業債権管理や為替リスク管理の高度化、RPA導入などによる業務効率化を図り連結経営管理を強化してまいります。

また、従業員のワークライフバランスを尊重した健康経営を推進してまいります。なお、これまでの積極的な取り組みにより健康経営優良法人ホワイト500の認定を受けております。

コンプライアンス経営につきましては、グループ全体における従業員教育を継続し、コンプライアンス意識向上に努めるとともに、内部統制強化に注力し、健全な企業成長を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、電子部品、電子・電気機器の販売及び輸出入並びに工業薬品の製造・販売を主な内容として事業活動を展開しております。

事業別の主要な取扱い商品及び製品は、次のとおりであります。

事業別	主要取扱品目
電子部品事業	半導体デバイス、コネクタ、光学部品、太陽光発電パネル
電子・電気機器事業	半導体製造関連装置、プリント基板関連装置、各種真空ポンプ、真空装置用冷凍機、静電型加速器
工業薬品事業	石油・石油化学工業用薬品、水処理薬品、紙・パルプ工業用薬品、塗料不粘着化用薬品、化粧品基材
その他の事業	業務請負業

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

事業所名	所在地
本社	東京都新宿区
関西支店	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
伊勢原事業所	神奈川県伊勢原市
四日市工場	三重県四日市市
四日市研究所	三重県四日市市

② 主要な子会社の事業所

会社名	所在地
Hakuto Enterprises Ltd.	香港九龍
Hakuto Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Hakuto Taiwan Ltd.	台湾台北市
Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	中国上海市

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業別	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子部品事業	610名	7名減
電子・電気機器事業	267	3名減
工業薬品事業	137	6名減
その他の事業	93	3名増
全社（共通）	136	23名減
合 計	1,243	36名減

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
662名	19名減	44.0歳	14.5年

(注) 使用人数は就業人員数であり、子会社等への出向者23名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	2,500
株式会社三菱UFJ銀行	2,257

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 発行可能株式総数 | 54,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数
(うち、自己株式の数) | 24,137,213株 (前事業年度末比 増減なし)
3,582,918株) |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 5,555名 (前事業年度末比 156名増) |
| ⑤ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人高山国際教育財団	4,226.2	20.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,298.2	6.31
高山一郎	1,058.9	5.15
高山健	1,058.9	5.15
高山龍太郎	1,058.8	5.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	881.0	4.28
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	682.8	3.32
伯東従業員持株会	401.2	1.95
RE FUND 107-CLIENT AC	383.9	1.86
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	379.2	1.84

- (注) 1. 持株数は、百株未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数 (20,554,295株) を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 自己株式は、上記大株主から除外しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉 本 龍三郎	
取締役専務執行役員	高 田 吉 苗	管理統括部・経営企画統括部管掌、経営企画統括部長兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当
取締役常務執行役員	阿 部 良 二	デバイス事業統括部長兼エレクトロニックコンポーネントカンパニーカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長
取締役執行役員	新 徳 布 仁	管理統括部長兼人事部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 伯東 A & L 株式会社代表取締役社長
取締役執行役員	藤 後 章	ケミカルソリューションカンパニー カンパニープレジデント 伯東ライフサイエンス株式会社代表取締役会長
取締役	高 山 一 郎	
社外取締役	近 藤 恵 嗣	弁護士
社外取締役	上 條 正 仁	全国保証株式会社社外取締役
常勤社外監査役	山 元 文 明	昭和電線ホールディングス株式会社社外監査役
社外監査役	余 田 幹 男	税理士
社外監査役	水 野 秀 紀	三菱UFJトラストビジネス株式会社代表取締役社長 日本フィルコン株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役近藤恵嗣及び上條正仁の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山元文明、余田幹男及び水野秀紀の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山元文明、余田幹男及び水野秀紀の3氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役山元文明氏は、複数の企業で経営及び監査に携わることで培われた豊富な経験と知識を有しており、財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
 - ・監査役余田幹男氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役水野秀紀氏は、企業経営者及び社外監査役としての豊富な経験と知識を有しており、財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
4. 当社は、取締役近藤恵嗣及び上條正仁の両氏並びに監査役山元文明、余田幹男及び水野秀紀の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2019年4月1日付をもって、次のとおり取締役の担当に異動がありました。

氏 名	担 当
高 田 吉 苗	管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当
阿 部 良 二	デバイス・電子部品事業担当デバイス事業統括部長兼海外事業統括部長兼韓国支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役高山一郎氏、近藤恵嗣氏及び上條正仁氏につきましては300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役山元文明氏、余田幹男氏及び水野秀紀氏につきましては200万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職
北野 和信	2018年6月27日	任期満了	取締役システムプロダクツカンパニー担当
中泉 敏	2018年6月27日	任期満了	常勤社外監査役、公認会計士

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	9（2）	178（12）
監査役（うち社外監査役）	4（4）	23（23）
合 計	13	202

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度末日現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。
 3. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第39期定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、1992年6月29日開催の第40期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役水野秀紀氏は、三菱ＵＦＪトラストビジネス株式会社の代表取締役社長であります。当社と三菱ＵＦＪトラストビジネス株式会社との間に特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役上條正仁氏は、全国保証株式会社の社外取締役であります。当社と全国保証株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役山元文明氏は、昭和電線ホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社と昭和電線ホールディングス株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役水野秀紀氏は、日本ファイルコン株式会社の社外監査役であります。当社と日本ファイルコン株式会社との間に特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	近 藤 恵 嗣	当事業年度に開催された12回の取締役会の11回に出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役	上 條 正 仁	当事業年度に開催された12回の取締役会のすべてに出席し、金融機関の元経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	山 元 文 明	当事業年度に開催された10回の取締役会のすべてに出席し、複数の企業で経営及び監査に携わることで培われた豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、開催された10回の監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。加えて、常勤監査役として、上記取締役会及び監査役会のほか、常務会などの重要な会議に出席し、必要な助言、提言を適宜行っております。
監査役	余 田 幹 男	当事業年度に開催された12回の取締役会のすべてに出席し、税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、開催された12回の監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	水 野 秀 紀	当事業年度に開催された12回の取締役会のすべてに出席し、他業界の経営者としての豊富な経験と経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、開催された12回の監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 監査役山元文明氏は、2018年6月27日開催の第66期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうちHakuto Enterprises Ltd.、Hakuto Singapore Pte. Ltd.、Hakuto Taiwan Ltd.、Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務のほか、「収益認識に関する会計基準」適用支援業務を委託いたしました。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、監査役会は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が監督官庁から業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 内部統制システム

1. 内部統制システムの整備の基本方針

当社は、取締役会において、会社法第362条第4項第6号、及び会社法施行規則第100条第1項、同条第3項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の整備の基本方針について、次のとおり決議いたしました。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 『伯東グループ企業倫理行動憲章』及びコンプライアンス上の諸規程を、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的を実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。
- ロ. コンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括する総務部は、コンプライアンス・プログラムを整備し、当社グループ横断的なコンプライアンス体制を構築、維持する。また、内部統制室は、その実施状況、有効性等を監査する。
- ハ. 倫理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役会に報告する。
- ニ. 内部通報者保護規程に基づき、法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、使用人が直接コンプライアンス委員会に情報提供を行う手段として、当社グループ横断的な内部通報窓口を設置、運営する。
- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。
- ロ. 情報セキュリティーポリシー、電子情報管理規程及びその他情報セキュリティー関連規程に従い、電子情報の保護、管理、活用の水準向上及び円滑化を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクに関する統括責任者としてリスク管理担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、リスクを統括する総務部は、当社グループ横断的なリスク管理体制を構築する。
- ロ. リスク管理担当取締役は、当社グループのリスクの種類毎に責任部署を定め、各責任部署は、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施し、所管するリスク管理の状況を継続的にモニタリングする。
- ハ. 当社グループ全体のリスクの現実化に伴う危機に備え、緊急時対策、損害拡大防止対策、復旧対策及び再発防止対策を内容とする危機管理基本規程を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会による連結グループ経営計画の策定、当該経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門毎、子会社毎の業績目標と予算の設定及び月次・四半期業績管理の実施、取締役会及び常務会による月次・四半期業績のレビューと改善策の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ロ. 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、常務会の合議制により慎重な意思決定を行う。
- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、総合組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、国内・海外関係会社管理規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これにより業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

⑤ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 『伯東グループ企業倫理行動憲章』を当社グループの行動規範とし、これに基づき当社グループ各社において必要な諸規程を整備することにより、当社グループの内部統制システムを構築する。
- ロ. コンプライアンス担当取締役及びリスク管理担当取締役は、各々子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、総務部は、これらを横断的に推進、管理する。
- ハ. 子会社管理の担当部署は、国内・海外関係会社管理規程に基づき、子会社の業績、財務状況その他経営上の重要事項について、当社への定期的な報告を求め、また、当社グループの取締役が出席する責任者会議を定期的に開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、当該責任者会議において報告が行われる体制を整備するなど、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

- 二、金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、当社グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。また、内部統制室は内部統制規程に従い、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から補助者を任命することとし、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役会の事前同意を得る。また、当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、取締役の指揮命令に服さないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ、取締役及び使用人は、当社又は子会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役会に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。

報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

- ロ、内部統制室は当社グループにおける内部監査の現状について、総務部は当社グループのコンプライアンス、リスク管理等の現状及び内部通報の状況について、それぞれ定期的に監査役に対し報告する。
- ハ、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。
- ロ、監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家を利用することができ、その費用は当社が負担する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の主な運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的に主管部署よりコンプライアンス研修の実施状況並びに内部通報制度の利用状況その他コンプライアンスに係る啓蒙活動についての報告を受けております。なお、当事業年度においては、昨年2月に実施したコンプライアンス意識調査結果を素材としたコンプライアンス研修を、役員を含む全社員に対し実施したほか、昨今の米中貿易摩擦問題等を背景に輸出管理の法的留意点を周知する目的から、役員及び海外拠点を含む幹部社員を対象とした安全保障貿易管理研修を実施いたしました。

② 損失の危険の管理に関する取組み

リスク管理につきましては、当社グループのリスクの種類毎に責任部署を定め、各責任部署がその所管するリスクの管理を実施するとともに、月1回リスク管理担当取締役出席のもと開催される管理部門長会議において、組織横断的にリスクに関する情報共有を行い、継続的にリスク管理の状況をモニタリングしております。なお、当事業年度においては、情報セキュリティリスク対策として、抜き打ちによる「標的型メール攻撃訓練」を実施したほか、サイバー攻撃や情報漏洩事故防止のための注意喚起をe-Learningにより実施いたしました。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

当社の監査役及び内部監査部門は、監査計画に基づき、当社グループに対する内部監査を実施しており、グループ経営管理に対応したモニタリングを行っております。

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて経営管理体制の整備、統括を実施しており、「国内・海外関係会社管理規程」に基づき、子会社から事前の承認申請や業績等の定期的な報告を受けているほか、子会社から月次に提出される経営管理報告書により、経営管理全般のモニタリングを行っております。また、社長の出席のもと、海外子会社の責任者会議を年3回開催し、海外子会社の経営上の諸案件について、各責任者から報告を受けております。

④ 監査役の監査体制

監査役会は、社外監査役3名（うち1名は常勤）で構成されております。当事業年度において監査役会は12回開催されており、常勤監査役から会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会、常務会、コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席や社長、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視を行っております。

監査役は、内部監査部門が、監査計画に基づき実施した内部監査の結果について、内部監査部門から報告を受けており当該監査部門との連携を確保しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と今後の事業展開に備えた内部留保に配慮しつつ、業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

配当につきましては、安定的配当の継続を基本に、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業戦略等を総合的に勘案して、連結配当性向レンジ30～50%を目標に実施してまいります。内部留保資金につきましては、成長性、収益性の高い事業分野への投資、今後の事業拡大を図るための販売力・技術力の強化、設備投資、研究開発などに積極的に活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、機動的に資本政策を実行するため、財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

これらの方針と当事業年度の業績を踏まえ、期末配当金につきましては、2019年5月15日開催の取締役会において、1株当たり20円の普通配当に、10円の記念配当（創立65周年記念）を加えた30円とさせていただくことを決議いたしました。これにより、2018年12月に中間配当金として1株当たり20円をお支払いいたしておりますので、年間配当金は50円となり、連結配当性向は42.1%となりました。

なお、当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う。」旨定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本としております。

また、当事業年度において、2019年2月28日開催の取締役会決議に基づき、自己株式331,000株（取得価額の総額4億3百万円）を取得いたしました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、取締役会において、会社法施行規則第118条に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）について、次のとおり決議いたしました。

① 基本方針の内容

当社は、「われわれは、社業の正しい営みを通し、国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。」という経営理念（社是）のもと、最先端の技術による電子・電気機器、電子部品を取扱うエレクトロニクス技術商社として、また環境に配慮した工業薬品を製造するケミカルメーカーとして、時代のニーズに対応する商品やサービスの安定提供に努め、適正な利潤を創出し、堅実かつ長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。

当社の特徴は、独立系商社として特定のメーカーの系列に属することなく、経営の独立性を確保していることにあります。このことにより、仕入面に関しては、特定メーカーの商品に限定されることなく、国内外の幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客の多様化するニーズに即した供給体制を実現するとともに、顧客のニーズを専門メーカー等と共同して商品開発につなげることも可能としています。メーカーである仕入先と顧客をつなぐ商社として、人と人のつながりを大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまで仕入先、顧客との間で親密なネットワークを形成し、相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

また、技術商社及びケミカルメーカーとして、付加価値の付与、顧客満足度の向上、市場競争力のある製品開発には、電子・電気、化学分野の専門知識を有する人材が不可欠であり、必然的に従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。

企業としての社会貢献という高い志に基づく経営理念、仕入先との販売代理店契約による商権、技術・ノウハウ、そして企業文化を共有し業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得など積極的な利益還元を可能にまいりました。

当社のこれまでの企業経営の在り方や一般的に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で維持し、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を中長期的に確保し、最大化させる者でなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の不適切な大量買付行為又はこれに類する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

イ. 企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に向けた取組み

当社は、エレクトロニクス分野とケミカル分野のコラボレーションを強化し、相乗効果を高めるとともに、それぞれの主要事業のバランスを重視し、安定した経営基盤を確立することを目指しております。

さらに一層の企業価値の向上を目指すため、各分野においては以下の戦略を着実に実行してまいります。

■エレクトロニクス分野

ユーザーオリエンテッド（顧客視点）に立った営業を徹底し、コーディネーション機能を強化することにより、付加価値の創造と、その極大化を図ります。そして各商材のターゲット市場において重点顧客を完全攻略することにより、結果的に各商権での代理店ナンバーワンの地位を堅持してまいります。

■ケミカル分野

環境対策への関心の高まりを背景に、新たな需要を掘り起こし、社会のニーズにあった新製品を提供してまいります。さらに、エレクトロニクス事業との相乗効果が期待できる新たな市場・顧客の開拓を進めます。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を確保し、その最大化を図るため、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロに定義されるものをいい、以下「買収防衛策」といいます。）につきましては、その導入の是非を含め現在検討を行っているところですが、現時点におきましては、具体的な買収防衛策の導入の決定には至っておりません。

しかしながら、特定の者又はグループが当社の発行済株式総数の20%以上に相当する株式を取得すること等により（当該特定の者又はグループを以下「買収者等」といいます。）、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において場合により、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じます。

（注）本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	71,901	流動負債	30,650
現金及び預金	7,608	支払手形及び買掛金	15,881
受取手形及び売掛金	31,151	電子記録債務	2,742
電子記録債権	5,981	短期借入金	7,733
商品及び製品	24,820	未払法人税等	896
仕掛品	32	賞与引当金	1,024
原材料及び貯蔵品	550	製品保証引当金	7
その他	1,784	その他	2,365
貸倒引当金	△29	固定負債	2,540
固定資産	15,924	長期借入金	589
有形固定資産	6,638	繰延税金負債	1,489
建物及び構築物	980	役員退職慰労引当金	14
機械及び装置	2,069	退職給付に係る負債	384
土地	3,069	その他	62
その他	519	負債合計	33,190
無形固定資産	325	(純資産の部)	
投資その他の資産	8,960	株主資本	49,973
投資有価証券	8,446	資本金	8,100
繰延税金資産	142	資本剰余金	7,289
その他	401	利益剰余金	40,460
貸倒引当金	△30	自己株式	△5,876
資産合計	87,826	その他の包括利益累計額	4,661
		その他有価証券評価差額金	4,028
		繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	942
		退職給付に係る調整累計額	△307
		純資産合計	54,635
		負債純資産合計	87,826

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		140,123
売上原価		121,456
売上総利益		18,667
販売費及び一般管理費		15,024
営業利益		3,642
営業外収益		
受取利息及び配当金	154	
持分法による投資利益	18	
受取家賃	33	
その他	96	302
営業外費用		
支払利息	45	
売上債権売却損	96	
為替差損	201	
その他	21	364
経常利益		3,580
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	97	
その他	4	109
特別損失		
固定資産除売却損	3	
投資有価証券評価損	99	
倉庫移転費用	41	
その他	0	144
税金等調整前当期純利益		3,544
法人税、住民税及び事業税	1,147	
法人税等調整額	△76	1,071
当期純利益		2,473
親会社株主に帰属する当期純利益		2,473

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,919	流動負債	27,330
現金及び預金	4,203	支払手形	14
受取手形	787	電子記録債務	2,742
電子記録債権	5,981	買掛金	13,265
売掛金	26,008	短期借入金	7,100
商品及び製品	17,975	1年内返済予定の長期借入金	633
仕掛品	14	リース債務	15
原材料及び貯蔵品	474	未払金	175
前渡金	419	未払費用	1,110
前払費用	154	未払法人税等	706
未収入金	364	前受金	531
その他	552	預り金	93
貸倒引当金	△18	賞与引当金	848
固定資産	17,727	製品保証引当金	7
有形固定資産	5,975	その他	85
建物	762	固定負債	1,819
構築物	22	長期借入金	589
機械及び装置	1,909	リース債務	43
車両運搬具	0	繰延税金負債	1,168
工具、器具及び備品	363	役員退職慰労引当金	1
土地	2,861	長期預り保証金	16
リース資産	55	負債合計	29,149
無形固定資産	300	(純資産の部)	
のれん	22	株主資本	41,469
借地権	20	資本金	8,100
ソフトウェア	235	資本剰余金	7,289
その他	21	資本準備金	2,532
投資その他の資産	11,451	その他資本剰余金	4,756
投資有価証券	7,453	利益剰余金	31,956
関係会社株式	3,280	その他利益剰余金	31,956
関係会社出資金	178	圧縮記帳積立金	0
破産更生債権等	3	別途積立金	16,000
前払年金費用	309	繰越利益剰余金	15,956
その他	259	自己株式	△5,876
貸倒引当金	△33	評価・換算差額等	4,028
資産合計	74,647	その他有価証券評価差額金	4,029
		繰延ヘッジ損益	△1
		純資産合計	45,497
		負債純資産合計	74,647

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		116,274
売上原価		102,199
売上総利益		14,075
販売費及び一般管理費		11,692
営業利益		2,382
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,299	
その他	145	1,444
営業外費用		
支払利息	27	
売上債権売却損	96	
為替差損	130	
その他	19	272
経常利益		3,554
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	97	
その他	4	107
特別損失		
固定資産除売却損	3	
投資有価証券評価損	99	102
税引前当期純利益		3,560
法人税、住民税及び事業税	886	
法人税等調整額	△42	844
当期純利益		2,716

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮木 直哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貝塚 真聡 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伯東株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伯東株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮木 直哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貝塚 真聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伯東株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

伯東株式会社 監査役会

常勤社外監査役 山 元 文 明 ㊞

社 外 監 査 役 余 田 幹 男 ㊞

社 外 監 査 役 水 野 秀 紀 ㊞

以 上

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

経営理念

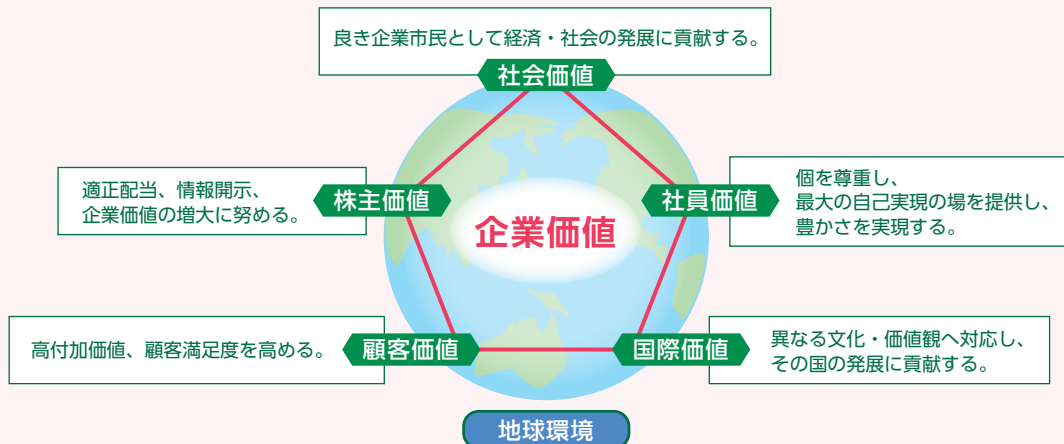
経営理念と行動指針

社 是

われわれは、社業の正しい営みを通し、
国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、
併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。

企業価値とは

社会の公器として地球環境に配慮し企業価値を高めることを目指す。



1. 会社は社会の公器であり、透明性を持ち公明正大に自らを律し、社会から信頼される事業活動を行う。
2. 自社のための事業活動だけではなく、環境保護に努め、社会への義務はもとより、良き企業市民として社会貢献を行う。

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都新宿区新宿一丁目1番13号 **当社8階講堂**

交通機関

地下鉄 東京メトロ丸ノ内線

新宿御苑前駅2番出口 徒歩約3分



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。